三　精神保健指定医の指定の辞退の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

四　［略］

五　［略］

六　［略］

［164～275　略］

（法別表第二の総務省令で定める事務）

第二条　［略］

［2～34　略］

35　法別表第二の五の十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

三　精神保健指定医の指定の辞退の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

四～十四　［略］

［36～83　略］

（法別表第三の総務省令で定める事務）

第三条　［略］

［2～42　略］

43　法別表第三の七の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

三　精神保健指定医の指定の辞退の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

四～十四　［略］

［44～101　略］

（法別表第四の総務省令で定める事務）

第四条　［略］

［2～33　略］

34　法別表第四の四の十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

三　精神保健指定医の指定の辞退の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

四～十四　［略］

［35～82　略］

（法別表第五の総務省令で定める事務）

第五条　［略］

［2～40　略］

41　法別表第五第九号の八の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

［新設］

三　［同上］

四　［同上］

五　［同上］

［164～275　同上］

（法別表第二の総務省令で定める事務）

第二条　［同上］

［2～34　同上］

35　［同上］

［一・二　同上］

［新設］

三～十三　［同上］

［36～83　同上］

（法別表第三の総務省令で定める事務）

第三条　［同上］

［2～42　同上］

43　［同上］

［一・二　同上］

［新設］

三～十三　［同上］

［44～101　同上］

（法別表第四の総務省令で定める事務）

第四条　［同上］

［2～33　同上］

34　［同上］

［一・二　同上］

［新設］

三～十三　［同上］

［35～82　同上］

（法別表第五の総務省令で定める事務）

第五条　［同上］

［2～40　同上］

41　［同上］

［一・二　同上］